

阿賀川自然再生モニタリング検討会 規約

（総 則）

第 1 条 本規約は、「阿賀川自然再生モニタリング検討会」（以下「検討会」という。）の設置に関する必要な事項を定めるものである。

（目 的）

第 2 条 本検討会は、阿賀川の自然再生に向けて、モニタリング方法や事業効果の評価等について検討を行うことを目的とする。

（組 織）

第 3 条 本検討会は別表に掲げる委員をもって構成する。
2 検討会の座長は、委員の互選によりこれを定める。

（検討会の設立）

第 4 条 検討会は委員の過半数の出席をもって成立する。
2 委員の代理出席は、原則として認めない。

（情報公開）

第 5 条 会議及び会議資料は公開を原則とし、その決定は検討会が行う。ただし、貴重種の情報、個人情報に関する資料は委員に限り配布する。

（雑 則）

第 6 条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要な事項については、検討会で定める。

（事務局）

第 7 条 協議会の事務局は、国土交通省阿賀川河川事務所工務課に置く。

（付 則）

この規約は平成 27 年 11 月 11 日より施行する。

以 上